

本補助金の対象となる法人格を持たない団体等について

■基本的な考え方

公募要領には、「中小企業・小規模事業者等の定義」上、「法人格を持たない団体で飲食料品を継続的に事業として販売している団体等」を補助対象と定めています。

そのため、「事業者」として「事業をしている」ことが前提となります。

■提出書類

通常の申請書類に加えて、以下の書類を追加で提出する必要があります。

No.	申請書類	書式	原本/コピー	備考
1	団体の規約	—	コピー	「飲食料品を継続的に事業として販売している」ことの確認できる規約を提出してください。
2	構成員の名簿	自由	コピー	「役員名簿」ではなく、団体を組織する「構成員」の名簿を提出してください。 また、構成員の2/3以上が中小企業・小規模事業者等により組織される団体が本補助金の対象となります。
3	決算書（または納税証明書）	—	コピー	2期分提出してください。
4	誓約書	自由	原本	申請する団体の代表者個人が本補助金の申請の責任を負うことを誓約いただきます。 誓約書のサンプルは こちら
5	店舗の写真（常設販売状況）	自由	—	「飲食料品を継続的に事業として販売している」ことを確認できる常設店舗のものを提出してください。

《注意事項》

- 原則として上記の提出書類（1）から（5）を提出できない方は、補助対象外となります。
- 必要に応じ、法人番号を取得しているかを確認することにより、「消費税の納税をしているか」を確認させていただき、事業者として事業をしている団体かどうかを確認させていただく場合があります。
- 本補助金は、中小企業・小規模事業者等を支援することを目的としているため、地方公共団体・地方公営企業等は補助の対象としておりません。そのため、規約や構成員から行政の業務・事業の一環として運営されているものと判断される団体については、補助対象外となる場合があります。